

# 携帯電話等における更なるフィルタリングの導入促進

平成 20 年 7 月 1 日  
I T 安心会議

インターネット上の違法・有害情報に起因する被害児童等を大幅に縮小することを目指して策定された「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」（平成 19 年 10 月 15 日、I T 安心会議決定）において、携帯電話やパソコン等の更なるフィルタリングの導入促進、保護者等への啓発に関する具体的な方策を I T 安心会議の下、取りまとめることが盛り込まれた。

これを受け、政府はこれまでに様々な取組を行ってきており、その結果として、例えば、携帯電話等のフィルタリングの利用者数は、平成 19 年 9 月末から約 130 万人も増加し、平成 20 年 3 月末で約 340 万人となり、また、平成 20 年 1 月時点でパソコンのフィルタリングソフトの認知率は約 86% で 1 年前から 20% も上昇するなど、急速に利用・認知が広がってきている。

今後の導入促進に際しては、携帯電話やパソコン等におけるフィルタリングの性能・利便性の向上を促すとともに、保護者におけるインターネット上の有害情報に係る認識の醸成、とりわけインターネットを主体的に利用できる青少年を育成していくための取組が必要となる。

また、第 169 回国会においては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年 6 月法律第 79 号）が成立し、携帯電話やパソコン等のインターネット接続機器等に関するフィルタリングに係る規定が定められた。本法律は、本年 6 月 18 日の公布から 1 年以内の施行に向け、今後政省令の整備等を行うとともに、施行後設置されるインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議において基本計画を取りまとめることとなっている。

このような状況の下、関係省庁は、今後は以下のとおり取組を強化するとともに、同法の趣旨を踏まえつつ、携帯電話やパソコン等のインターネット接続機器のフィルタリングの更なる導入促進に、政府が一丸となって取り組んでいくこととする。

## 1 事業者における取組の推進（総務省及び経済産業省）

### (1) 携帯電話・PHS におけるフィルタリングの改善（総務省）

平成 20 年 4 月、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、第三者機関が認定したサイトをアクセス可能とすることや個別にサイトのアクセスを許可したりするなどの利用者の選択肢を増やすサービスの提供等の要請を行っており、これを受けた取組が着実に実施されるよう注視するとともに、その取組を支援する。

## **(2) 携帯電話・PHSにおける18歳未満の既存契約者に対する導入促進の推進（総務省）**

平成19年12月、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で親権者の意思確認を行うことなど導入促進の取組強化を要請しており、今後行われる18歳未満の既存契約者へのフィルタリングの導入促進に関する取組が着実に実施されるよう注視するとともに、その取組を支援する。

## **(3) パソコン等インターネット接続機器におけるフィルタリングの導入促進の支援（経済産業省）**

経済産業省が行った、一般向けパソコンの販売時点でのフィルタリングソフトの搭載の要請について、パソコンの販売時点でのフィルタリングの搭載状況のフォローアップ等、関係事業者の取組を注視するとともに、ゲーム機等その他のインターネット接続機器の利用状況を調査し、必要に応じてフィルタリングの普及啓発活動のあり方について検討する。

## **(4) コンテンツの分類等に関する取組の支援（総務省及び経済産業省）**

フィルタリング利用者の利便性向上を図るため、民間団体が策定するコンテンツの分類・格付け基準について、参加型サイトの急速な普及などインターネットサイトの多様化等を踏まえた見直し及び必要な改善、新規策定に向けた検討を支援する。

## **(5) フィルタリングの普及啓発活動等の推進（総務省及び経済産業省）**

フィルタリングの認知率を70%に高めることを目標として業界団体が策定した「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」に基づき、必要に応じ事業者共同キャンペーンを行うなど、関係事業者等と連携し、フィルタリングの普及啓発活動等を引き続き推進する。

また、携帯電話やパソコン等インターネット接続機器へのフィルタリングの導入を促進するため、全国の家電量販店や関係事業者と協力し、違法・有害情報対策キャンペーン等フィルタリングの普及啓発活動を実施する。

## **2 保護者等への啓発活動の強化等（内閣官房、内閣府、文部科学省、警察庁、総務省及び経済産業省）**

### **(1) 違法・有害情報に対する国民の意識の醸成（内閣官房及び関係府省）**

生活安心プロジェクトの一環として開始した「青少年を有害情報環境から守るための国民運動」の速やかな浸透と拡大を図り、政府、学校関係者、保護者、関係団体等によるセミナー、講演会などの啓発活動及び表彰、情報モラル教育教材の活用促進等の取組を継続的に実施・支援し、意識の醸成を図る。

### **(2) 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の実施（内閣府及び関係府省）**

平成20年7月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」では、「インターネット上の違法・有害情報への適切な対応」を重点課題としたところであり、具体的

な取組として、「青少年が使用する携帯電話等へのフィルタリングの導入促進」を始めとした広報啓発等の取組を推進する。

### **(3) 青少年を取り巻く有害環境対策の推進（文部科学省）**

平成 19 年度に引き続いて全国規模の教育関係団体、青少年団体、PTA、メディア関連団体、有識者、行政機関等から構成される「ネット安全安心全国推進会議」により団体間の全国横断的なネットワークを構築するとともに、地域において有害情報から青少年を守る取組を推進する。

また、メディアの安全・安心利用のための意識醸成を図るため、有害情報に関する意識向上のための映像資料の作成や携帯電話利用に関する留意点を盛り込んだリーフレットの作成・配布等により、一層の広報啓発活動の充実を図る。

### **(4) e-ネットキャラバンの実施（総務省及び文部科学省）**

主に保護者及び教職員を対象としたインターネットの安全・安心利用に向けた啓発のための講座を、通信関係団体等と連携しながら、引き続き、全国規模で実施する。

### **(5) 非行防止教室やサイバーセキュリティ・カレッジ等の活用（警察庁）**

引き続き、非行防止教室やサイバーセキュリティ・カレッジ、警察のウェブサイト・パンフレット等により、フィルタリングの重要性の理解、導入への意識を高め、携帯電話等へのフィルタリング導入を促進する。

### **(6) ICT メディアリテラシー育成プログラムの調査・開発（総務省）**

子どものインターネット、携帯電話等の ICT メディアの健全な利用を促進するため、これらの利用にあたって必要とされる総合的な ICT メディアリテラシーの育成に係る指導マニュアルや教材として 2006 年度に開発した「ICT メディアリテラシー育成プログラム」について、一層の普及と更なる充実を図ることとする。

### **(7) 保護者等に対するネットリテラシー教育の強化等（経済産業省）**

ポータルサイト等のメディアを活用し、キャンペーン等を展開する。また、フィルタリングの無償提供を中心とする情報提供サイトを構築するとともに、教育現場等において保護者や子どもを対象としたセミナーを全国で実施する。